

司法試験法の一部を改正する法律案の概要

1 立法の目的

司法試験の試験科目の適正化及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を図るために、司法試験制度の一部を改めるもの。

2 法律案の概要

- (1) 司法試験の短答式試験科目を憲法、民法及び刑法の3科目とする（第3条関係）。
- (2) 司法試験の受験回数につき、法科大学院修了又は司法試験予備試験合格後5年間受験できるよう、その制限を廃止する（第4条関係）。

3 施行日

平成26年10月1日

現行の制度

【短答式試験】

- ・公法系科目（**憲法**及び**行政法**に関する分野の科目）
 - ・民事系科目（**民法**、**商法**及び**民事訴訟法**に関する分野の科目）
 - ・刑事系科目（**刑法**、**刑事訴訟法**に関する分野の科目）
- ⇒ 旧司法試験に比して科目が多いことから、受験生にとって負担が重く、基本的な法律科目の理解が不十分となっている（特に法学未修者）

【受験資格制限】

- ・法科大学院修了若しくは予備試験合格後最初の4月1日から5年間に3回
- ⇒ 法科大学院の教育効果が最も高く発揮される、修了直後の試験を受験しないという「受け控え」の問題
- ⇒ 全体としての司法試験合格率が低迷する中、3回しか受験できないのはリスクが高いとして敬遠され、法曹志願者減少の一因



法改正の必要性

【法科大学院における教育と司法試験との有機的連携】

- ・特に法学未修者について基本的な法律科目をより重点的に学修させるという法科大学院教育の在り方と司法試験を連携させ、基本重視の試験とする必要（試験科目の適正化）。
- ・法科大学院の教育効果が最も高い時期から間断なく司法試験を受験できるようにするための環境整備が必要。
- ・以上の必要性から、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定において、今回の法改正に係る部分につき、所要の法案を1年以内に国会に提出することとされている。



法案の概要

【短答式試験科目の変更】

- ・司法試験の短答式試験科目を**憲法**、**民法**、**刑法**の3科目とする（第3条関係）。

【司法試験の受験回数制限の変更】

- ・司法試験の受験回数につき、3回との制限を廃止し、法科大学院修了又は司法試験予備試験合格後5年の期間内は毎回受験できるようにする（第4条関係）。

司法試験法の一部を改正する法律

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号を次のように改める。

一 憲法

二 民法

三 刑法

第三条第二項第一号中「公法系科目」の下に「（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）」を加え、同項第二号中「民事系科目」の下に「（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）」を加え、同項第三号中「刑事系科目」の下に「（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）」を加える。

第四条第一項中「、三回の範囲内で」を削り、同条第二項中「期間をいう。以下この項において同じ」を「期間をいう」に改め、後段を削る。

附則

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。